

令和7年3月12日

雇用環境の整備に関する行動計画（第6回）

公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団は、従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく行動計画を次のとおり策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：所定外労働を削減し、1人あたり平均月5時間を上回らないようにする。

<対策>

令和7年4月～	所定外労働の現状を把握
令和7年6月～	職員へ時間外労働の削減を呼びかける
令和8年1月～	各部署における問題点の検討

目標2：男性の育児休業取得率を100%にする。

<対策>

令和7年 4月～	取得状況を把握
令和7年 6月～	対象職員への個別周知
令和7年 6月～	育児休業取得者の個別フォロー体制を構築